

令和5年度越生町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

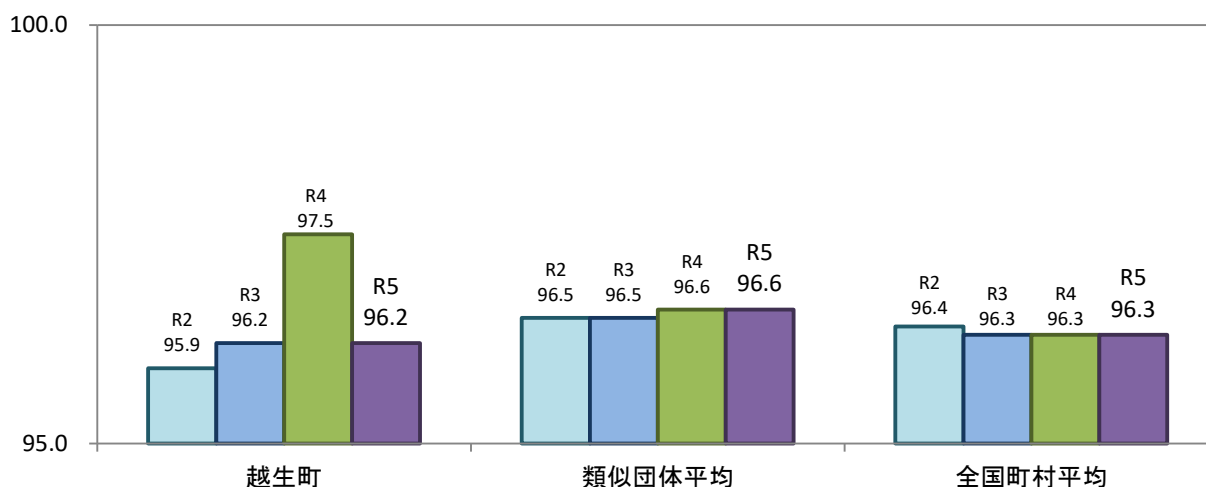
区分	住民基本台帳人口 (R5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 11,074	千円 4,686,641	千円 503,538	千円 931,281	% 19.9	% 19.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 101	千円 366,121	千円 58,529	千円 131,794	千円 556,444	千円 5,509	千円 5,614

- (注) 1 職員手当には退職手当が含まれていません。
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。
 3 職員数には、水道課職員、国民健康保険・国民年金担当職員、介護保険担当職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員は含まれていません。
 4 給与費には、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[☒ 実施 未実施]

実施内容

【給料表の改定時期】平成28年4月1日
 【内容】人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告の内容を踏まえ、平均1.59%引下げ。
 若年層については、据置き。高齢層については、最大3.61%引下げ。
 激変緩和のため、2年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
越生町	42.3 歳	297,000 円	353,866 円	327,939 円
埼玉県	41.8 歳	317,507 円	410,989 円	365,421 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	41.8 歳	306,481 円	363,479 円	332,045 円

②全職員

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
越生町	42.5 歳	296,900 円	348,033 円	326,714 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給与月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

3 一般行政職は、保育士、保健師、税務職員、水道課職員、教育委員会指導主事を含めないものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区分		越生町	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	185,200 円	194,711 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	161,396 円	154,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	270,700 円	364,100 円	377,200 円	410,600 円
	高校卒	249,000 円	0 円	309,600 円	364,800 円

(注) 勤続年数10年は10年以上15年未満、20年は20年以上25年未満、25年は25年以上30年未満、30年は30年以上35年未満、の職員を記載しています。

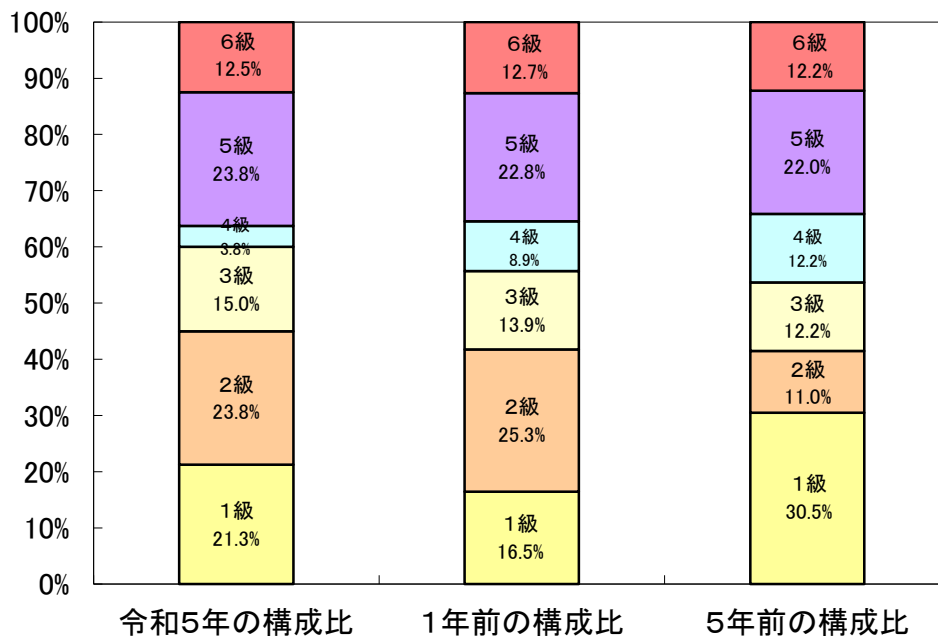
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事の職務	人 17	% 21.3	円 150,100	円 247,600
2級	主任の職務	人 19	% 23.8	円 198,500	円 304,200
3級	主査の職務	人 12	% 15.0	円 234,400	円 350,000
4級	主席主査の職務	人 3	% 3.8	円 266,000	円 381,000
5級	課長補佐・主幹の職務	人 19	% 23.8	円 290,700	円 393,000
6級	課長・局長の職務	人 10	% 12.5	円 362,900	円 444,900

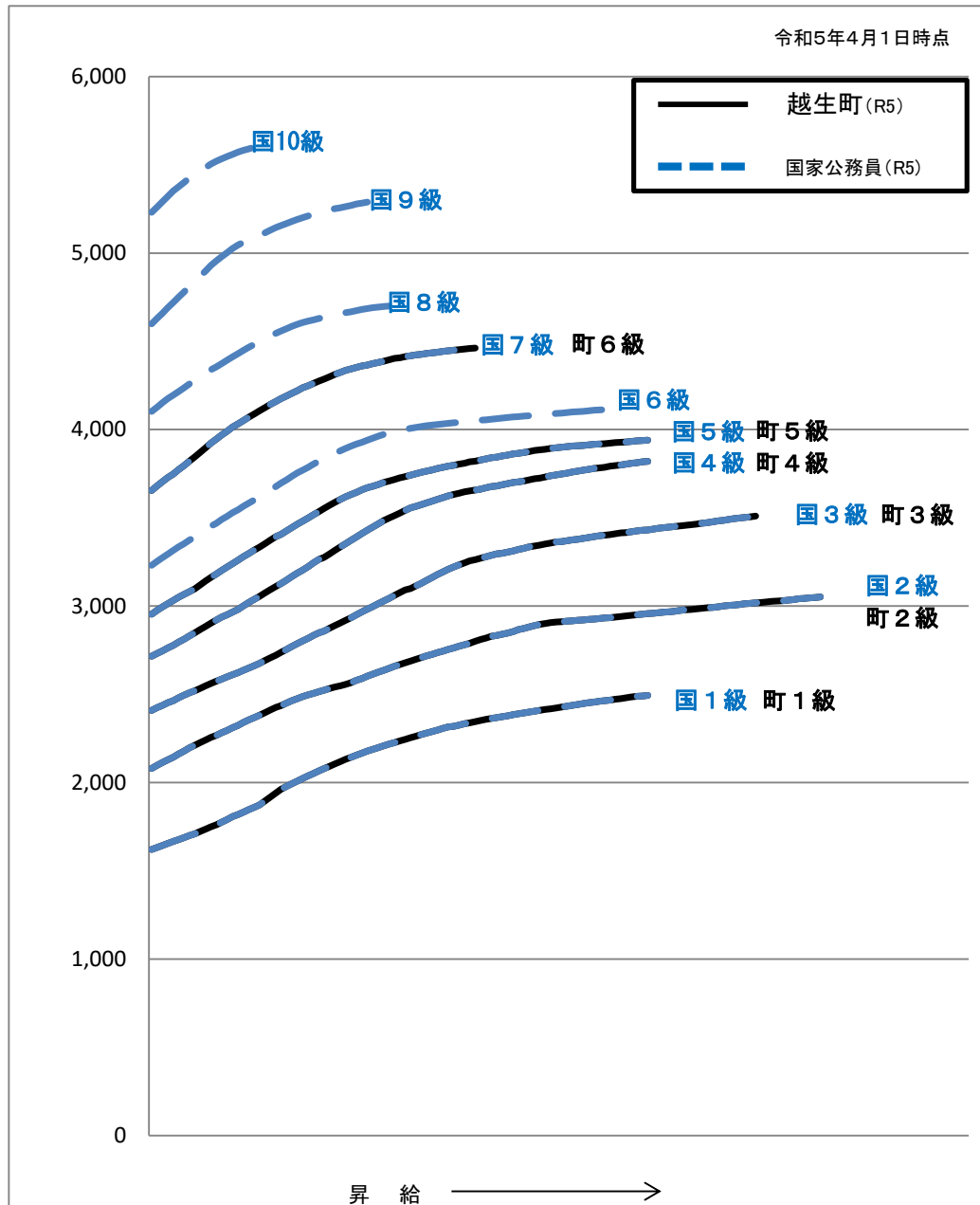
(注) 1 越生町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に6級制から5級制に変更後、平成20年に5級制から6級制に変更しています。
(平成20年変更点：旧給料表の4級を5級とし、5級を6級とし、3級の次に4級を加えました。)

(2) 国との給料表カーブ比較表（一般行政職）（令和5年4月1日）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）			○		○
イ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

越生町	埼玉県	国
1人当たり平均支給額（4年度） 1,324 千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,650 千円	—
（4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	（4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	（4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 15%～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 10%～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

勤勉手当への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
イ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

越生町	国
（支給率） 自己都合 勸奨・定年	（支給率） 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職45歳以上の者1年につき3/100加算 (59歳（定年前1年）にあつては2/100)	その他の加算措置 定年前早期退職加算措置（2%～45%）
1人当たり平均支給額 15,504 千円	

（注）1 越生町は、埼玉県市町村総合事務組合に加入しており、支給率については同組合の条例に基づくものです。

（注）2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度
町内	0 %	0 人	0 %

平成22年4月1日から国の設定にあわせ、支給率を0%としました。

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

全ての特殊勤務手当を廃止しています。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	20,435 千円
職員1人当たり平均支給額（4年度決算）	212 千円
支給実績（3年度決算）	16,032 千円
職員1人当たり平均支給額（3年度決算）	124 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円、父母等6,500円 特定期間にある扶養親族としての子は、1人につき5,000円を加算	同		千円 10,050	円 273,077
住居手当	借家等居住者は家賃に応じて支給(最高限度28,000円)、持ち家居住者4,500円	異	持ち家居住者への支給	千円 8,441	円 149,779
通勤手当	交通機関(電車等)利用者は運賃相当額(原則6か月分を年2回支給) 交通用具(自動車等)利用者は距離に応じた額(2キロメートル以上)	同		千円 4,080	円 63,475
管理職手当	課長 50,000円 局長 50,000円 参事・専門監 40,000円 課長補佐 30,000円 主幹 25,000円	異	職位区分ごとの支給額	千円 13,320	円 409,412
休日勤務手当	時間外勤務手当による	—		千円 —	円 —
日直手当	日額4,400円(年末・年始のみ加算措置、1月1日8,000円、12月31日・1月2日・3日6,000円、12月29日・30日5,000円)	異	年末・年始の加算措置	千円 1,142	円 13,122
管理職員 特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合	異	割増しとなる勤務の従事時間数	千円 1,061	円 17,647

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	町 長	513,100 円 (733,000 円)	(参考) 類似団体における最高／最低額
			855,000 円 / 513,100 円
報酬	副 町 長	616,000 円 (— 円)	680,000 円 / 476,000 円
			408,000 円 / 218,000 円
期 末 手 当	議 長	297,000 円 (— 円)	342,000 円 / 174,000 円
			323,000 円 / 156,000 円
退 職 手 当	副 議 長	227,000 円 (— 円)	(4年度支給割合)
			4.00 月分
備 考	議 員	214,000 円 (— 円)	(4年度支給割合)
			4.00 月分
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 給料月額×勤続期間月数×35/100×115/100	(1期の手当額) (支給時期) 14,161,560 円 退職後

(注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

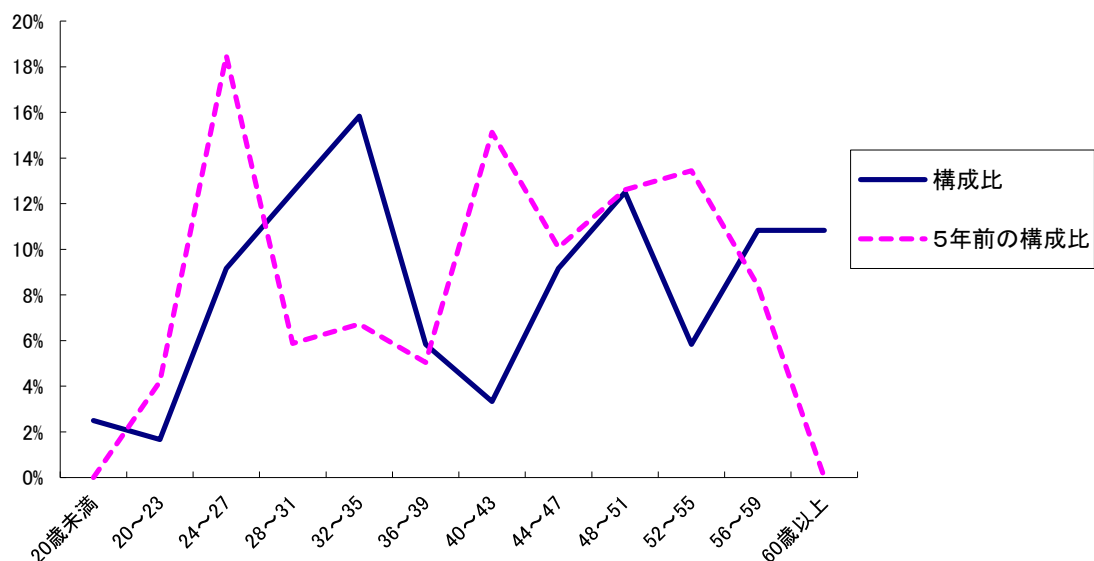
(各年4月1日現在)

区分 部門			職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	1	1	0	人員配置の見直し
		総 務	31	31	0	
		税 務	8	9	1	
		農林水産	7	7	0	
		商 工	3	3	0	
		土 木	7	8	1	
		民 生	21	21	0	
		衛 生	11	12	1	
	計	89	92	3	〈参考〉 人口 1 万人当たりの職員数 83.08人 (類似団体の人口 1 万人当たりの職員数 88.02人)	
	教育部門		12	12	0	
	消防部門		－	－	－	
公営企業等 会計部門	小 計		101	104	3	〈参考〉 人口 1 万人当たりの職員数 93.91人 (類似団体の人口 1 万人当たりの職員数 106.97人)
	水 道	7	8	1	人員配置の見直し	
	そ の 他	8	8	0		
	小 計		15	16	1	
合 計			116 [169]	120 [169]	4 [0]	〈参考〉 人口 1 万人当たりの職員数 108.36人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	3人	2人	11人	15人	19人	7人	4人	11人	15人	7人	13人	13人	120人

(注) 教育長は含みません。

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減	
							増減	率
一般行政	89	89	90	87	89	92	3	0.0
教育	12	11	12	11	12	12	0	0.0
普通会計計	101	100	102	98	101	104	3	0.0
公営企業等会計計	16	16	16	15	15	16	0	0.0
総合計	117	116	118	113	116	120	3	0.0

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
4年度	千円 274,897	千円 0	千円 49,891	% 18.1	% 19.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 7	千円 28,400	千円 2,712	千円 10,288	千円 41,400	千円 5,914	千円 6,018

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。また、会計年度任用職員は含まれていません。

3 給与費には、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
越生町	47.7 歳	343,310 円	492,833 円
団体平均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		越生町	
1人当たり平均支給額（４年度） 1,470 千円		1人当たり平均支給額（４年度） 1,324 千円	
（４年度支給割合）		（４年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分
(1.35) 月分	(0.95) 月分	(1.35) 月分	(0.95) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の等級による加算措置		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の等級による加算措置	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。しかし、対象者は現在おりません。

イ 退職手当

→ 4 (2) を参照

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度
町内	0 %	0 人	0 %

平成22年4月1日から国の設定にあわせ、支給率を0%としました。

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

全ての特殊勤務手当を廃止しています。

オ 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	631 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	158 千円
支給実績（3年度決算）	834 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	209 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円、父母等6,500円 特定期間にある扶養親族としての子は、1人につき5,000円を加算	同		千円 438	円 219,000
住居手当	借家等居住者は家賃に応じて支給（最高限度28,000円）、持ち家居住者4,500円	同		千円 552	円 110,400
通勤手当	交通機関（電車等）利用者は運賃相当額（原則6か月分を年2回支給） 交通用具（自動車等）利用者は距離に応じた額（2キロメートル以上）	同		千円 312	円 44,571
管理職手当	課長 50,000円 局長 50,000円 参事・専門監 40,000円 課長補佐 30,000円 主幹 25,000円	同		千円 1,260	円 420,000
休日勤務手当	時間外勤務手当による	—		千円 —	円 —
日直手当	日額4,400円（年末・年始のみ加算措置、1月1日8,000円、12月31日・1月2日・3日6,000円、12月29日・30日5,000円）	同		千円 —	円 —
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合	同		千円 0	円 0